

審查統一基準（五段以下）

段・級位	体配	射法・射技	備考
五段	射形・射術・体配共に法に適って射品現われ、精励の功特に認められる者 規矩に適った起居進退身につき、落ち着きある容儀、態度。和服着用、肌脱ぎ又は襷さばき（坐射）の実施。	基本体型の堅持。 縦線を軸とした引き分け。充実した会。詰合い・伸合い。気合いの発動による鋭い離れ、弦音、残身、弓倒し。 体配と相俟って射法、射技の総体に現れる品位と格調。	
四段	射形定まり、体配落着き、気息正しく、射術の運用法に適い、離れ鋭く、的中確実の域に達した者 体配身につき、息合いとの協応。 適正な行射の運行（審査の要領、射手相互の間、矢の処理など）。	縦横十文字の規矩と五重十文字。 気息正しく射法に適った射術の運用。 心の安定・気力充実した会。詰合い・伸合い。 手の内の働き（正しい弓返り）、鋭い離れ、気合いのこもった残身。	
参段	射形定まり、体配落着き、気息整って、射術の運用法に従い、矢飛び直く、的中やや確実な者 呼吸に合せた基本の姿勢・動作の実施。落ち着きある態度。目づかい。 審査の要領に則った行射。	射法八節に従った射術の運用。 正しい足踏み・胴造り。五重十文字。 手の内の働き（弓返り）、矢束・頬付・胸弦・的付け。 離れ、残身、矢飛び。	
式段	射型・体配共に整い、射術の運用に気力充実し、矢所の乱れぬ者 執弓の姿勢、矢番え、足の運びなど基本の姿勢・動作のほぼ確実な実施。	概ね適正な三重十文字、五重十文字。 気力ある射術の運用。離れの方向、気力ある残身。 的中不問。	筈こぼれは残り1射で評価。2射共にこぼれれば否。(式段～初段共通)
初段	射型・体配型に適って、矢所の乱れぬ程度に達した者 基本の型に適った姿勢、動作。 節度ある態度。	型に適った射法八節の運行。 スムーズな引分け、努力した会、元気な離れ、気力ある残身。 弓倒し後の崩れのない姿勢。 矢枕落ち不問。	
一級	射型・体配概ね正しいものと認められる者 概ね基本の型に適った姿勢、動作。弓矢の取扱い。	概ね型に適った射法八節の運行。	
二級	修練の程度三級に比して著しく進歩を認められる者 三級に比し相当進歩した姿勢、動作。	ほぼ間違いなくできる射法八節の運行。	筈こぼれは、残り1射で判定。2射共にこぼれればもう1射引かせて判定。3回こぼれれば否。(級位共通)
三級	射の基本動作及び弓矢の扱い方がやや整い、秩序ある指導の下に修練を経たと認められる者 基本動作や弓矢の扱い方が指導に従って概ねできること。 射法八節の運行を概ね順序に従って実行できること。		
四級	秩序ある指導を受けており、弓矢の扱い方に進歩があると認められる者 道場内の行動や弓矢の扱い方に進歩が見られること。 矢を安全に飛ばすことができるここと。		
五級	弓道修練の初步的階層にある者 四級の域に達していない者。		

註1 各段級上段のゴシック体は、審査規程第8条（段・級位の資格基準）の文言。

註2 審査に当っては、上記の統一基準項目を観点として、総合評価する。